

出生・死亡・死産・婚姻・離婚 の届出には職業の記入を

国勢調査実施年の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に出生・死亡・死産があって届け出られる方と、この期間に婚姻・離婚届をされる方は、届書の「職業(死亡は産業も)」を記入していただくことになっていますのでご協力ください。

問い合わせ先……北勢庁舎 市民課 ☎72-3513 FAX72-3334

四日市社会保険事務所

電話番号が変わりました



内容に合わせ各課にお問い合わせください

業務第一課

健康保険・厚生年金の加入等について

- 会社に勤務している人(被保険者)の健康保険の届出にすること(資格取得、喪失、扶養等)
- 事業所の健康保険・厚生年金(加入)に関する事
- 保険料の内訳に関する事(内訳が合わない等)
- 退職後の保険に関する事(任意継続)

業務第二課

健康保険の給付について

- 傷病手当金(病気やケガでの休業補償)
- 療養費(コルセット、立替払等)
- 高額療養費(自己負担が多額な場合)
- 出産にかかる給付(出産育児一時金、出産手当金)
- 死亡にかかる給付(埋葬料、埋葬費)
- 第三者の行為による傷病届(交通事故等)等について

☎(0593)53-5512

徴収課

健康保険・厚生年金の保険料について

- 保険料の納付に関する事(納付方法や納期限)
- 期限内に納付出来ない場合のご相談や納付出来なかった際の対応に関する事
- 任意継続保険料の納付に関する事(納付書未着や納期限)

☎(0593)53-5517

国民年金第一課・第二課

国民年金の加入・納付等について

- 国民年金の加入者に関する事
- 国民年金の保険料の納付・申請免除・学生納付特例等に関する事
- 第3号被保険者に関する事

☎(0593)53-5513

庶務課

☎(0593)53-5515

- ◆プライバシー保護等によりお答え出来ない事もございます。
- ◆従来の代表電話番号(0593)53-5511は、各課直通ダイヤル(ダイヤルイン方式)化に伴い廃止させていただきましたので御了承願います。

年金給付課

年金の請求や受給に関する事について

- 厚生年金・国民年金の請求、受給に関する事(老齢年金、遺族年金、障害年金等)
- 年金を受給されている方の住所変更の手続きに関する事
- 厚生年金の加入期間に関する事

☎(0593)53-5516